

平成28年11月24日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 藤川 智子

私の方では、主に新安保法制法の違憲性について述べたいと思います。

1. 新安保法制法の中心的内容は、集団的自衛権の行使を認め、後方支援等の概念を拡大していることにあります。

(1) 集団的自衛権行使の違憲性について

まず、集団的自衛権の行使については、従来政府も一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきました。しかし、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正し、これまでの武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の概念に加えて、「存立危機事態」なる概念を創り出して、防衛出動として容認しました。

憲法9条に関する解釈としては、いろいろな立場がありますが、日本政府は、自衛隊が創設されて以来、日本も主権国家である以上は自衛権を有しており、自衛隊は、自衛のための必要最小限度の実力であるから、9条2項の「戦力」には当たらない、とする一方で、その自衛権発動は、①日本に対する直接の急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまること の3つの要件を満たすことが必要であると の解釈を定着させてきました。

そのため、日本と密接な関係のある他国に対する武力攻撃を、日本が直接攻撃されていないに

もかわらず、実力を持って阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動要件のうち、特に①（日本に対する直接の急迫不正の侵害があること）の要件に反し、憲法上許されないと解してきました。

日本政府は、自衛隊創設以後これまで、一度たりとも、その解釈を変更していません。自衛隊は、日本が直接他国から武力行使をされた場合の必要最小限度の実力組織であると説明することによって、国民の理解を得てきたともいえるのです。小泉元首相をはじめとする歴代内閣総理大臣も、現行憲法9条のもとでは、集団的自衛権行使は認められないと答弁しています。

ところが、安倍内閣は、平成26年7月1日、これまで確立した憲法9条の解釈を変更して、集団的自衛権は現行憲法9条のもとでも禁止されていないとする内容の閣議決定をしました。前述した自衛権発動要件①を、我が国に対する武力攻撃が直接発生した場合のみならず、「存立危機事態」すなわち、我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃によって、我が国の存立が脅かされて、国民の生命・自由・幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、というように要件を緩和したのです。

しかし、これは、いかに「自衛のための措置」と説明されても、これまでの政府の解釈として定着し、現実的な法規範となっていた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は、日本に対する直接の武力行使が発生した場合に限る、という解釈を真っ向から否定するものであります。また、それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に、自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることになり、交戦権の否認にも抵触します。

（2） 「後方支援活動」等の違憲性

これまで、武力を行使する他国に対する支援活動については、それが他国の武力行使と一体化しないようにするため、「非戦闘地域」等に限るなど様々な限定がありましたが、このような限定を大きく緩和しました。

すなわち、たとえば、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、弾薬の提供

まで含む兵站活動を「後方支援活動」や「協力支援活動」として広く認めました。また、後方支援について、従来の「周辺事態」から広げて「重要影響事態」でも、できることとしました。そして、日本周辺などの地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにしました。しかも、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにしました。さらに、これらの後方支援の内容として、他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としました。加えて、国連平和維持活動協力法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにしました。

このような後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使している者として攻撃の対象となり得るものであり、他国軍隊の武力行使と一体化するものと評価され、交戦状態に突き進む危険性の極めて高いものであります。

2. 各種概念や政府による判断のあいまいさについて

なお、そもそも、例えば、集団的自衛権の発動要件として創出された「存立危機状態」なる概念は、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠くことから、その該当性は判断する者の評価によって左右される危険性があるところ、政府国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、政府が「総合的に判断」するというのです。

そして、政府の「総合的判断」の正否をチェックするにあたっては、平成25年12月に制定された特定秘密保護法が大きく立ちはだかることとなります。

つまり特定秘密保護法があることで、政府の判断によって、防衛・外交・テロリズム等に関する情報が、国民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無や内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできません。

そのため、新安保法制法によって容認される実力の行使については、政府の「総合的判断」の正否をチェックすることができません。

3. まとめ

以上より、新安保法制法は、①戦争放棄、②戦力不保持、③交戦権否認を定めている憲法9条に、明らかに違反するものであり、憲法9条の改正なくしてできることではありません。

したがって、成立したとされる新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して違憲無効です。

以上